様式第７号

共　同　出　願　契　約　書

　徳島県（以下「甲」という。）と○○会社（以下「乙」という。）とは、甲に所属する職員及び乙に所属する職員が新技術・素材製品開発ブレイクスルー事業により実施する発明の共同出願及び特許権の取得に関し、次のとおり契約を締結する。

　（特許権の共有及び持分）

第１条　甲及び乙は、次の発明（以下「本発明」という。）にかかる特許権の設定登録後においては特許権を共有するものとする。

　（１）発明の名称　○○装置

（２）発明の内容　○○行う装置。

　（３）特許権の持分　　甲５０％　　乙５０％

　（特許料等）

第２条　甲及び乙は、本発明についての共同出願にかかる特許権の取得その他一切の費用を持分に応じ負担しなければならない。

２　乙は、前項に定める費用を負担しない場合は、当該権利にかかる自己の持分を甲に譲渡する旨の「譲渡証書」を甲に提出しなければならない。

　（共有者の実施）

第３条　乙は、本発明を実施しようとする場合は、甲の承諾を得て実施することとする。

　（優先実施権）

第４条　甲は、研究の成果に係る発明の特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権に係る発明を乙又は乙の指定する者が優先的に実施しようとして甲に申し出た場合は、乙又は乙の指定する者に対し、実施契約後、特許登録の日から最長５年間優先的に実施させることができる。

　（第三者に対する実施の許諾）

第５条　甲又は乙は、甲及び乙以外の者（以下「第三者」という。）に対し、本発明の実施を許諾する場合は、相手方の同意を得るものとする。

２　本発明について第三者から徴収する実施料は持分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

　（疑義の決定）

第６条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　平成　　年　　月　　日

甲　　　徳島市万代町１－１

徳島県

　　　　　　　　　　　　　 徳島県知事　飯泉　嘉門

乙　　　所在地

　　企業名

代表者